

保険薬局各位

一般社団法人 佐賀県薬剤師会
会 長 佛 坂 浩

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する
「薬局の従事者が患者宅等に届けた場合に薬剤の配送に要した費用」の変更について

平素は、当会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年度補正予算における「薬局における薬剤交付支援事業」の実施に当たっては、限られた財源の中でできるだけ偏りなく、必要な患者に対して支援できるよう、留意点に基づき事業を運用いただいているところですが、今般、第二次補正予算の成立を受け、「事業の実施に当たっての留意点」を一部改正し、「②補助額」に関し、下記のとおり「薬局の従事者が患者宅等に届けた場合に薬剤の配送に要した費用」について変更し、事業開始時に遡って適用することとなりました。

つきましては、月報告の様式を変更いたしましたので次回報告分から、変更後の金額でのご提出をお願いいたします。

なお、すでに報告済みの月報告（週報告）を提出しなおす必要はありません。

記

変更前：

薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の薬剤の配送に要した費用：300 円/1 件
(0410 対応の場合、支援事業への請求額は 100 円)

変更後：

薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の薬剤の配送に要した費用：500 円/1 件
(0410 対応の場合、支援事業への請求額は 300 円)

※すでに報告済みの月報告（週報告）を提出しなおす必要はありません。

※次回報告分から、変更後の金額で提出をお願いします。

下記アドレスから月報告の様式をダウンロードしてください。

佐賀県薬剤師会ホームページ > 薬局における薬剤交付支援事業実施について
< 【報告様式】実施状況（月）報告書（エクセルファイル）
<http://www.sagayaku.or.jp/yakkyoku>